別紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

　⑴　地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　　①　えりも町の人口構造及び産業構造

　　　えりも町の総人口は、昭和30年（国勢調査）の9,267人をピークに９千人を超えていたが、その後減少を続け、平成30年５月現在で4,763人と５千人を割り込んでおり、この55年間で約４割も減少している。しかしながら、出生率に関しては、基幹産業である漁業が安定していることなどから、1.90と全道１位となっている。

　　　えりも町は、北海道の中央部最南端にあり、豊かな水産資源と雄大な　自然景観に恵まれた漁業と観光の町である。西側は様似町に、東側は十勝管内広尾町に接し、北東部から南方の襟裳岬へ日高山脈が続いている。総面積は、283.93平方キロメートルで、海岸線の延長は、58.145キロメートルあまりである。

　　　　えりも町の主要産業は漁業で、町全体の就業者の約半数が漁業関係であり、鮭・ますといった魚から昆布・うに・つぶなどの海産物が豊富にあり、全道でもトップクラスの業績を残している。このため、産業別就業者については、第１次産業（漁業）が50.05％と最も高い数値を示し、次いで全国的にも有名な襟裳岬や近年ハート形の湖で知られる豊似湖（とよにこ）など多くの景勝地を有し、年間17万人以上の観光客が訪れることから、これらの大自然を活かした観光業などの第３次産業（サービス業）が39.13％、さらに水産加工品や食肉加工品などの第２次産業（産業）と多岐にわたる産業構造となっている。

○えりも町の産業別就業者数（平成27年国勢調査）

|  |  |
| --- | --- |
| 産業別 | 就業者数 |
| 第１次産業 | 1,421人 |
| 第２次産業 | 291人 |
| 第３次産業 | 1,111人 |
| 分類不能 | 16人 |
| 合　計 | 2,839人 |

　　産業別の付加価値でみると、襟裳岬や豊似湖（とよにこ）など観光資源により観光客が多いことから、第３次産業で約４割を占めている。第１次産業の農林漁業と第２次産業の卸売業・小売業で全体の３割を超える数値を示している。

○産業別付加価値額

|  |  |
| --- | --- |
| 産業別 | 付加価値額（単位：百万円） |
| 農林漁業 | 1,177 |
| 建設業 | 394 |
| 製造業 | 497 |
| 運輸業・郵便業 | 171 |
| 卸売業・小売業 | 1,078 |
| 宿泊業・飲食サービス業 | 2,618 |
| 医療・福祉 | 207 |
| その他 | 694 |

※経済センサスにおける付加価値とは、企業等の活動によって新たに生み出された価値のこと。　付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

　②事業所数の減少と高齢化

　　　えりも町内の商工業者数は、176件（個人事業者を含む。平成29年商工会調）でそのほとんどが中小の事業者であり、平成19年と比較して件数にして24件、割合にして12％減少している。

　　　併せて、事業所数の減少とともに経営に携わる者の高齢化が進んでおり、平成17年の平均57.7歳に対して、平成27年は60.4歳となっており（各年国勢調査　管理的職業従事者数）、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。

⑵　目標

　　　えりも町内の中小企業において就業者の減少や高齢化が課題となっている中で、各産業の付加価値を高めるためには労働生産性の向上が重要となっている。このため、税制の優遇措置等により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ支援していくことが必要である。

このため、えりも町では、生産性向上特別措置法第37条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を即すことで、地域の経済のさらなる発展を目指すものである。

　　　これを実現するため、目標として計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

　⑶　労働生産性に関する目標

　　　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標にする。

２　先端設備等の種類

　　各産業別人口がすべての産業で減少していることから、労働生産性を高め地域内の活性化につなげるべく、本計画において対象とする先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備等で定める設備等のすべてとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

　⑴　対象地域

　　　えりも町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道336号線を中心に新浜、本町、大和地区で核となる市街地が形成され、当該市街地に人口が集積し、そこにおいて多くの小売業やサービス業、飲食業、製造業が営まれている。このほかにも市街地に隣接している笛舞地区や襟裳岬を中心とした道道34号線にも製造業が点在している。

　　　このことから、えりも町全域を本計画の対象とする。

　⑵　対象業種・事業

　　　本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　　　また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

４　計画期間

⑴　導入促進基本計画の計画期間

　　国が同意した日から３年間とする。

　⑵　先端設備等導入計画の計画期間

　　　３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

　⑴　雇用への配慮

　　　人員削減を目的とした取組みを計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

　⑵　対象業種・事業

　　　えりも町は、公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。